

川崎市工事請負業者の等級区分に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市競争入札参加者選定規程(昭和50年6月30日訓令第7号、以下「規程」という。)別表第2に定める工事請負契約の有資格業者の等級区分に関する、経営事項審査以外の審査項目及び基準について、必要な事項を定めるものとする。

(審査項目及び基準)

第2条 審査項目及び基準は、規程別表第2に定める平成20年国土交通省告示第85号に定めるところによるものに、次の各号に掲げる項目及び点数の合計点数を加えたものとする。ただし、次の各号については、市内に本社又は事業所を有する事業者を対象とする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成していること、又は同項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用していること。10点
- (2) 本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入していること。10点
- (3) 建設業労働災害防止協会に加入していること。10点
- (4) 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO9001の認証を取得していること。10点
- (5) 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO14001の認証を取得していること。10点
- (6) 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定していること。10点
- (7) 川崎市優良事業者表彰要綱に基づく表彰を受けてから、5年度を経過していないこと。10点
- (8) 川崎市請負工事監督規程・川崎市請負工事検査規程、川崎市上下水道局請負工事監督規程・川崎市上下水道局請負工事検査規程、川崎市交通局請負工事監督規程・川崎市交通局請負工事検査規程及び川崎市病院局請負工事監督規程・川崎市病院局請負工事検査規程に定める工事成績評定書の成績評定点の業種ごとの過去3年間における平均点。75点以上10点、65点以上75点未満5点、65点未満及び点数がない場合0点
- (9) 横浜保護観察所に協力雇用主として登録があること。10点

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年9月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、平成29年度に係る競争入札参加資格申請から適用し、平成28年度に係る競争入札参加資格申請については、適用しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、平成31年度に係る競争入札参加資格申請から適用し、平成30年度に係る競争入札参加資格申請については、適用しない。